

<一般委託>

国指定史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡 毎木調査業務委託 仕様書

国指定史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡 毎木調査業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる

1	目的	別紙「国指定史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡 毎木調査業務委託特記仕様書」のとおり
2	履行期間	契約締結の日から平成31年3月31日
3	施行場所	本市の指定する場所
4	業務内容	別紙「国指定史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡 毎木調査業務委託特記仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「国指定史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡 毎木調査業務委託特記仕様書」のとおり
6	関係法規	文化財保護法、都市公園法、都市計画法
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)平成20年4月1日以降に、国または地方公共団体が発注した毎木調査業務または樹木調査業務(いずれも業務内容に樹木診断を含むこと)の契約を、元請として締結し完了した実績があること。 (2)一般財団法人日本緑化センターが認定する樹木医の資格者による監督のもと業務を行うこと。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	教育総務部生涯学習課 川本・北原(電話:046-822-8484)

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

## 国指定史跡東京湾要塞跡猿島砲台跡毎木調査業務委託特記仕様書

横須賀市を委託者とし、受託業者を受託者とする。

## 1 業務の名称

国指定史跡東京湾要塞跡猿島砲台跡毎木調査業務委託

## 2 委託期間

契約締結日～平成31年（2019年）3月31日

## 3 委託業務

国指定史跡東京湾要塞跡猿島砲台跡は、戦後70数年を経て樹木の繁茂が進み、史跡の本質的価値を構成する要素である遺構への影響が問題視されている。特に不特定多数の見学者が園路として利用する塁道部分は、樹根により石積み擁壁や煉瓦遺構が破壊され始め、遺構の保存と見学者の安全確保のため、植生管理計画の作成をめざし毎木調査を実施するものである。

## 4 委託業務内容

本委託の主な内容は、(1)～(3)のとおりとし、詳細については各細目のとおりとするが、必要に応じて委託者と受託者で協議し確定する。

調査対象範囲は、別紙位置図によるものとするが（遺構の端から5m）、細部位置等については監督職員の指示によるものとする。

なお、業務の実施にあたっては以下について特に留意して進めること。

○国指定史跡地内であることに留意し、遺構の保護や景観保護に支障をきたすことのないよう、また史跡の見学者に対して調査区に立ち入りさせないよう十分配慮して進めること。

## (1) 業務計画

本業務の作業内容を整理したうえで、必要な人員や使用機材、工程計画、見学者の安全対策や緊急時連絡体制などについて、業務計画書としてとりまとめること。

## (2) 国指定史跡東京湾要塞跡猿島砲台跡現地調査

## ア 現地作業

調査区内の樹木、胸高周囲長15cm以上のすべての幹を対象としてアルミタグでナンバープレートを設置。測定を行い、樹種の同定と合わせて次項イの記録を行う。

また、当該樹木の位置が特定できるよう、既存の図面に樹木番号を付した位置図を作成し、高木種（亜高木も含める）は位置図に樹幹の広がりを入記する。

調査範囲は約1,700㎡、調査対象樹木の想定は約680本とする。

## イ カルテの作成

ナンバリングした樹木1点ずつにつきカルテの作成を行う。

カルテに入記する項目は以下の通り。

## ＜基本情報＞

樹木番号、調査日、樹種名、常緑・落葉・つる植物の別、幹周、樹高

## ＜樹木の状態についての観察項目＞

枯死・腐朽（目視で分かる範囲の樹皮枯死欠損・腐朽の状態）

傾斜（不自然な樹幹傾斜の状態）

揺れ（根元からの不自然な揺れの状況、程度）

落枝の危険性（枯枝やぶら下がり枝など園路に落枝の危険性の状況）

遺構への影響（樹根の貫入等）

その他特記事項

<写真撮影>

カルテごとに当該樹木の写真を1枚掲載。特筆すべき事項がある場合は、その個所の写真も添付する。

ウ 優先順位の設定

現地調査の所見を元に、樹木ごとの対策の提案と優先順位を検討しまとめる。

(3) 打合せ協議

本業務の適切で円滑な遂行を図るため、委託者と受託者は密接な連絡を取り、必要な段階で打ち合わせを行うものとする。

(4) 調査報告書の取りまとめ

(1)・(2)の業務で検討・作成した資料等を編集し、調査報告書としての取りまとめを行う。提出内容については、別途「5 成果品の提出」で定めるが、最終的な提出項目については、委託者と受託者が協議し確定する。

5 成果品の提出

本業務における成果品は以下のとおりとし、一切の権利は委託者の帰属とする。

作成にあたっては、あらかじめ取りまとめの内容、使用用紙、様式及び編集方法等について、委託者と受注者協議のうえで決定する。

納品場所は、教育委員会教育総務部生涯学習課（本庁舎1号館6階）とする。

(1) 報告書（A4版 簡易製本） 20部

(2) 電子データ（CD-R 等） 1式

6 全業務共通事項

ア 実施

- ① 業務を履行するにあたり法令及び本市の定める条例、規則等を遵守すること。
- ② 業務上知り得た秘密を漏らさないこと。業務委託契約が終了した後も、また同様とする。
- ③ 事業実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、個人情報の取扱いに関する特記事項に従い万全の対策を講じること。
- ④ 本事業を履行するにあたり、第三者へ業務の一部を再委託する場合、その内容が分かるものを市に提出し、承諾を得ること。
- ⑤ 受託者の負担する経費は、全て当該委託料に含むものとする。
- ⑥ 契約の履行または不履行により市または第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- ⑦ 本業務で必要となる図面等について、委託者は情報提供の協力を行う。ただし、貸与する資料については、取り扱いに十分注意するとともに、破損・紛失等の重大な過失が生じた場合は、受託者がその責任を負うものとする。
- ⑧ 現地へのフェリーは、11月中は毎日運航するが、その後の運行は土日祝日のみとなる。

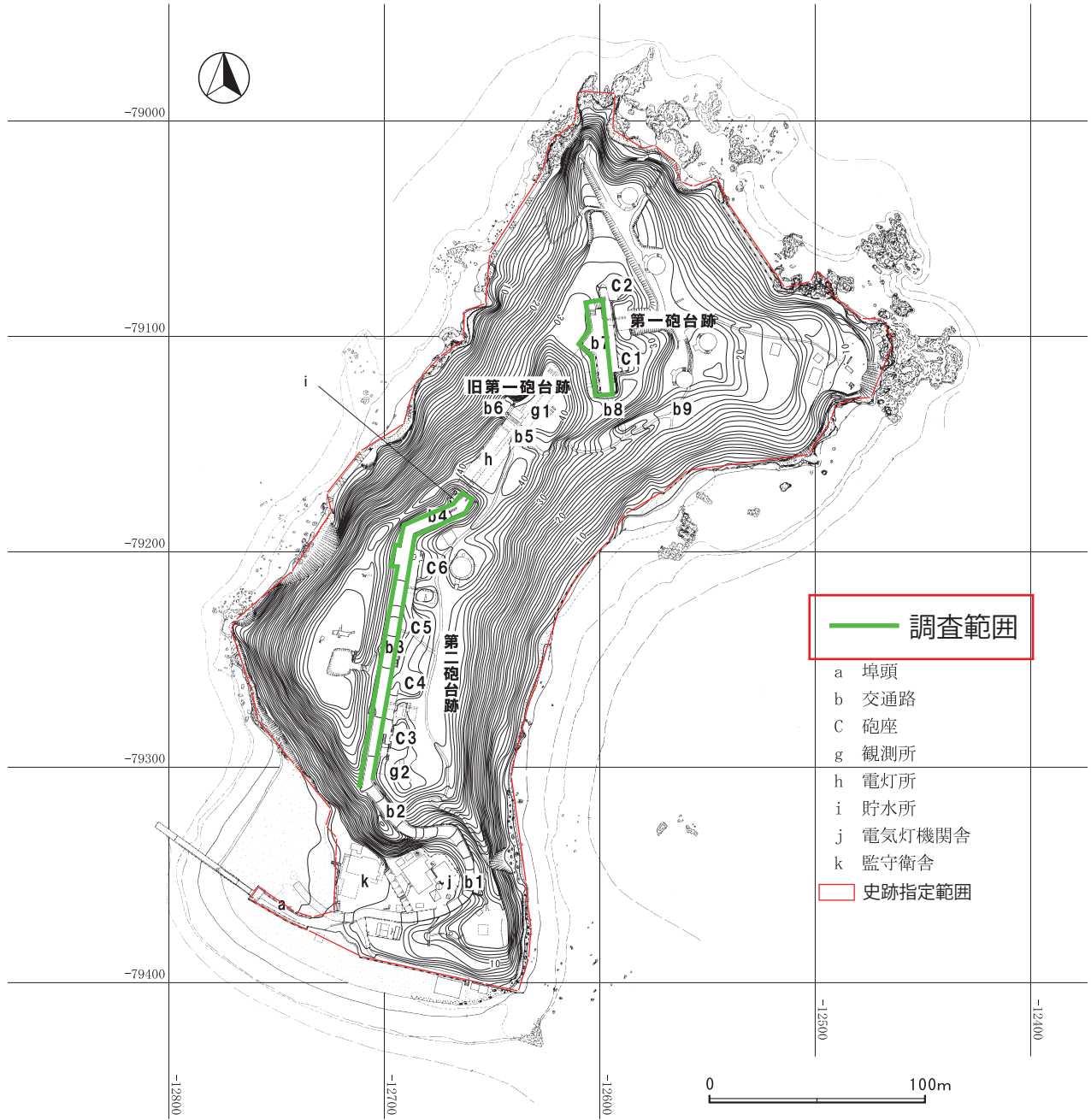
11月いっぱいには8時30分から1時間に1本の定期便の発着、帰路便の最終時刻は17時。

12月から2月までは、9時30分から1時間に1本の定期便の発着、帰路便の最終時刻は16時。

また、荒天の場合は欠航となることもある。現地調査の日程については事前に委託者と

十分に協議すること。

- ⑨ 調査予定個所は急勾配の個所もあり、調査区への進入経路については事前に委託者と十分に協議を行い、遺構の保護と安全確保に十分配慮すること。
- ⑩ その他、この仕様書に定めのない事項については、受託者は委託者と協議のうえ、決定するものとする。



猿島砲台跡毎木調査対象範囲図